

川西市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、下記の財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

記

こども未来部こども政策課
教育推進部教育総務課

令和7年12月25日

川西市監査委員 石田有司

川西市監査委員 向山愛子

川西市監査委員 吉岡健次

令和7年度

定期監査報告書

こども未来部

こども政策課

教育推進部

教育総務課

川西市監査委員

令和7年12月25日

川西市長
越田謙治郎様

川西市監査委員 石田有司

川西市監査委員 向山愛子

川西市監査委員 吉岡健次

定期監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

記

令和7年度 こども未来部こども政策課
教育推進部教育総務課

定期監査報告書

1 監査の基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、川西市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 5 号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

3 監査の対象

下記の監査対象部局に対して、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

こども未来部こども政策課

教育推進部教育総務課

4 監査事務の引継ぎ

監査中に議会選出監査委員の就退任があったので、前任者 平岡 譲 監査委員（令和 7 年 10 月 27 日退任）が行った監査事務は、後任者 吉岡 健次 監査委員（同年 10 月 28 日就任）が引き継いだ。

5 監査の着眼点及び主な実施内容

監査対象部局に対し、上記 3 に関する書類の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを着眼点として、関係書類を調査するとともに、関係職員から弁明、見解等の聴取を行った。

なお、現地調査は上記対象部局のほか、以下の施設について行った。

こども未来部こども政策課：久代児童センター

教育推進部教育総務課：川西小学校、北陵小学校、東谷中学校

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

実施日程：令和 7 年 9 月 8 日から同年 12 月 18 日まで

7 監査の結果

上記 1 から 6（4 を除く）までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

しかし、事務の一部に改善、検討を要する事例が見受けられた。また、前回の定期監査で指摘した事項について措置又は改善がされていない課も見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注)本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- (1) 文中の金額 万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- (2) 文中・表中の比率 表示単位未満の端数は、四捨五入

《 こども政策課 》

1 第2期川西市こども・若者未来計画（令和7（2025）年度～11（2029）年度）について

「第2期川西市こども・若者未来計画」（以下「第2期計画」という。）は、「川西市子ども・若者未来計画」（以下「第1期計画」という。）の計画期間が終了し、評価を踏まえ、第2期計画が策定された。

第2期計画では、「すべてのこどもたちに最良のスタートを～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～」を基本理念とし、6つの基本目標を達成するため、妊娠期から子育て期までの一貫した支援の提供、社会全体で子どもの育ちを支援、こどもが主体となる教育保育の提供、多様性の尊重と困難を有するこども・若者の支援、こども・若者の意見表明・参加できる機会の保障等をめざした事業計画を策定している。

こども・若者に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するには、行政のほか、民間事業者、NPO法人、子育て支援団体など、各主体が一体となって取り組む必要があるため、充実した支援が継続的に行えるよう、それぞれが協力し、連携を強化されたい。

また、第1期計画の各事業の評価指標については、「良好」と「概ね良好」を足して92.4%であるが、第1期計画の施策の評価指標については、14項目中7項目について目標値を満たしているとは言えない。第2期計画においては、施策や事業の目標達成に向けて取り組まれたい。

2 市立就学前教育保育施設の定員について

市立就学前教育保育施設の定員と利用状況（表1）を見ると、幼稚園は定員を満たさず、保育所は定員を超えた状態にある。また、認定こども園は、1号認定（表2）の場合においては、牧の台みどりこども園で定員を超えているものの、他園は定員割れの状況であり、2号認定及び3号認定（表2）については定員を満たした状況である。

本市は、国基準の待機児童は0人を継続しているが依然として国基準外待機児童、いわゆる入所保留児童は生じている。このため、市立認定こども園及び私立幼保連携型認定こども園で空きが生じている1号認定定員を2号認定定員に切り替えるなど、一部対応を行っているが、一部の施設では1号認定定員は定員割れの状況であり、施設や人員を十分に活用しているとは言えない。

市立就学前教育保育施設の定員は、一定の基準内（兵庫県の認可定員、園舎・保育室の面積等）であれば、市の裁量で変更できるため、地域のニーズや利用状況を勘案しながら1号認定定員を2号認定定員へ変更するなど、国基準の待機児童0人を継続しながら入所保留児童0人に向けた定員確保に引き続き取り組まれたい。

(表1)

市立就学前教育保育施設の定員と利用状況

施設名	定員	利用状況
市立幼稚園	久代幼稚園	90名
	多田幼稚園	60名

施設名		定員	利用状況
市立保育所	川西南保育所	80名	84名
	小戸保育所	90名	93名
	多田保育所	110名	111名
	川西中央保育所	60名	69名
市立認定こども園	加茂こども園	1号 155名	77名
		2・3号 75名	75名
	川西こども園	1号 55名	39名
		2・3号 75名	75名
	川西北こども園	1号 100名	67名
		2・3号 80名	89名
	牧の台みどりこども園	1号 70名	72名
		2・3号 60名	71名

*令和7年10月1日時点

(表2)

支給認定区分

認定区分		基本の利用時間
1号認定	満3歳以上で保育の利用を希望しない場合 (幼稚園、認定こども園の教育部分を希望)	1日概ね4時間(休園日:土曜日・日曜日・祝日、長期休園期間あり) 午前9時～午後1時など(施設により異なる)
2号認定	満3歳以上で保育の利用を希望する場合 (保育所などでの保育を希望)	1日最大11時間(休所日:日曜日・祝日、年末年始など) 午前7時～午後6時など(施設により異なる)
3号認定	0歳～満3歳未満で保育の利用を希望する場合 (保育所などでの保育を希望)	

3 川西市こども・若者参加条例の推進について

川西市こども・若者参加条例（令和7年条例第6号）は、すべてのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざし、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障することを目的として令和7年4月1日に施行している。

同条例を周知させる広報活動の一環として、こどもや若者が主体となって企画・運営するイベントを企画し、市内の小学校、中学校、高校にチラシの配布を行うとともに、SNS等による発信や、クラウドファンディングで寄附を募り、イベント資金を集めている。寄せられた寄附金については、募集の目的に沿った使途となるよう活用されたい。

また、すべてのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざすには、第2期川

西市こども・若者未来計画の基本目標である施策実施や効果測定においても、こども・若者の意見を反映させる仕組み等の構築が必要である。こども・若者の声を聴く体制の整備等、施策実施に向けて取り組まれたい。

4 かわにしファミリーサポートセンターの運営について

かわにしファミリーサポートセンターは、依頼会員（0歳から小学6年生までの子どもの子育てを応援してほしい人）、協力会員（子育ての応援をしたい人）、依頼会員と協力会員を兼ねた両方会員が同センターに会員登録をしている。

同センターの事業は、社会福祉法人川西市社会福祉協議会に業務委託を行っている。業務内容は依頼会員と協力会員のマッチングや、新規会員登録の受付、会員からの相談対応、支援を必要とする保護者・子どもをサポートする協力会員へのフォロー、新規会員確保のため出張登録会の実施などである。

事業を実施するには協力会員の力が必要であり、協力会員の負担を減らす取組として、子どもの預かり方を原則協力会員の自宅で預かる取扱いから、地域子育て支援拠点や公共施設等での預かりも可能とする取扱いに変更を行った。これにより、令和4年度の活動件数420件のうち、習い事や保育所等への送迎が依頼件数の半分以上であったのに対し、6年度の活動件数628件のうち、預かりの依頼件数が半分以上となった。

子どもの送迎や預かりの需要に応えるため、今後も協力会員数を増やす取組を継続し、依頼に対応できる体制を維持されたい。また、支援が必要な家庭や障がいのある子どもの預かりなど、協力会員側に経験やスキルを求められる依頼については、社会福祉法人川西市社会福祉協議会のこれまでのノウハウを十分に活用し協力会員のスキルアップを図るほか、関係機関と調整し多様なニーズに対応されたい。

5 久代児童センターの今後のあり方について

久代児童センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設として、遊びを通じて児童の心身の健全な育成を図ることを目的に設置し、社会福祉法人川西市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。そのため指定管理者は、市内に居住する0～18歳未満の子どもやその保護者を対象に、親子や児童が安心して集まれる身近な場としてプレイルームや遊戯室、図書室等を開放している。また、講座等への参加やプレイルームの利用を通じて、親子の交流促進や子育て相談等を実施している。

施設の利用状況は、令和4年度は9,435人、5年度は9,740人、6年度は11,188人が利用され、年々利用者は増えている状況となっている。しかし、7年度から老人福祉センター機能の廃止に伴う管理面積の増、人件費や光熱費等の高騰等により指定管理料の増加や、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加等の課題が生じている。また、当センターと川西児童館が全市的に果たす役割や、各地域の地域子育て支援拠点・放課後の居場所との連携のあり方等について課題がある。

当センターは、子どもたちが安心して過ごせる交流の場として重要な役割を果たしているが、将来の子どものニーズを見据え、より効果的・効率的な管理運営が行えるよう、引き続き施設の今後のあり方について検討されたい。

《 教育総務課 》

1 学校運営費について

学校運営費は、円滑に学校を運営するために必要な経費等を速やかに執行できるようあらかじめ負担金として学校長に交付するものであり、市学校運営費交付要綱(以下「要綱」という。)及び市学校運営費交付要綱実施要領(以下「要領」という。)に定められている。

課では学校運営費について、その交付額を学校長に通知し、運営費交付請求書の提出を受け、支払手続を行うほか、年度末には学校長から運営費執行実績報告書の提出を受け、学校運営費の精算等の財務会計処理を行っている。

教育推進部では、制度設計の所管である教育政策課を中心に学校運営費の見直しを行い、要綱及び要領を改正し、令和7年度から学校運営費の金額、対象等を変更している。

現要綱及び要領並びに改正前の要綱及び要領の規定に準じ、6年度及び7年度の学校運営費の事務について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

<6年度>

- ① 運営費支出書に基づいた管理がされていない事例
- ② 年度末に消耗品や切手を大量に若しくは残高を使い切るように購入した事例
- ③ 領収書の宛名、但書、品目、内訳等の記載がなく、支出内容等が不明な事例
- ④ 運営費口座からでなく、個人のキャッシュカードやクレジットカードで支払った事例
- ⑤ 学校運営費執行明細書と利用明細票の日付が不一致だった事例

<7年度>

- ① 運営費は毎年4月に教育委員会から学校へ一括交付すると要綱で規定しているが、22校中19校で5月に一括交付された事例

4年度の定期監査の指摘を受け、教育推進部では、学校運営費の取扱いについて学校園長に対し通知を出すなど、適正な執行に取り組んできた。

しかし、学校運営費を年度当初に一括で交付して執行するという仕組み自体にリスクがあること、定期監査で指摘されてきた要綱に則った支払手順が改善できていないこと、適切な運用を進めるに当たり周知徹底が容易ではないことなどといった背景から、学校運営費のあり方について見直しを行った結果、7年度からは学校運営費の金額の縮小及び対象等を変更したうえで、他の費目に配分している。さらに、教育推進部では、当該制度の廃止も含めた適正な運用について検討している。

制度廃止の検討に当たっては学校長との協議を密にし、今後も円滑な学校運営が行われるよう配慮されたい。

2 奨学金返還台帳の電子化について

奨学資金（以下「奨学金」という。）とは、教育の機会均等を図ることを目的として、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条の規定に基づき、学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して貸与を行っているものであり、新規申込は令和4年度をもって終了し、現在では既存の受付分のみ貸与が発生している。

奨学金の返還状況は奨学金返還台帳で管理しており、紙台帳1種、表計算ソフトで作成した台帳3種で構成されているが、現状の管理方法では、以下のようなデメリットが存在している。

- ① 台帳が複数に分かれているため、奨学金の一連の流れにおいて作業数が多くなり、時間

がかかる。

- ② 紙台帳を使用することでヒューマンエラーが発生することがあり、記載間違いについても気づくことができない。
- ③ 表計算ソフトで作成した台帳が複数に分かれていることにより、データの入力回数が増え、誤りが発生する可能性が増える。

これらのことから、課では業務効率の改善のため、8年7月頃の運用開始を目処に奨学金返還台帳の電子化による一元化を進めている。

新たな奨学金返還台帳（以下「新台帳」という。）は表計算ソフトを活用し作成しており、関数の活用や口座振替データ（CSVデータ）の取込を可能にするなどの手入力箇所の削減、入力誤りが想定される箇所には誤り時にセルの色を変更するなどのエラーチェックの実施、バックアップ機能の活用、マクロではなく関数を使用することにより簡素化を図るなど、誤入力対策や円滑な引継体制の構築に向けて取り組んでいる。

一方で、人事異動などにより担当が変更となった際にメンテナンスに支障が出ることが想定されるため、新台帳の作成後は、メンテナンス用のマニュアルとあわせて業務手順を作成し、その中で間違いやすいところは改めてマニュアル化するなど、誰であってもデータ入力やチェック、間違っている箇所の把握が可能となるような体制を構築されたい。また、バックアップについては表計算ソフトの機能だけでなく、毎月または四半期毎に別途ファイルを保存するなどして入力誤りやデータ消失の対策に努められたい。

3 就学援助費の支給決定事務について

就学援助制度は、経済的な理由により学用品費や給食費等、教育費の支払いが困難な市立小・中学校に就学している児童生徒をもつ保護者に対し、その費用の一部について援助額の上限等を定めた就学援助費の支給に関する要綱を基に市が援助する制度である（市立小・中学校以外の場合は別途定額の援助を行っている。）。

令和7年度の就学援助費の当初申請に係る支給決定事務において、課では、保護者がオンライン申請した申請情報を紙に打ち出して就学援助システムに入力している。その際、就学援助システムへの入力漏れがあり、その後の確認作業においても気づくことができず、オンライン申請分の一部で支給決定ができていなかった。その結果、本来は支払をする必要がない給食費が誤って引き落とされていた。

通常、オンライン申請分については課で受付入力を行うため、学校では、オンライン申請分の申請者を把握していないが、本事案においては、学校独自で申請者を把握していたことから、課から学校へ就学援助の審査結果を送付した際、学校から、把握していた申請者が記載されていないとの指摘があり判明した。

今後は審査の確定前には、保護者からの申請情報が就学援助システムに入力されているかの確認を徹底するとともに、オンライン申請情報を学校と共有したうえで、学校に対しても最終確認を行うなどの対策を講じ、再発防止に努められたい。

また、本市においては、内部統制基本方針を定め、5年度から職員の事務処理ミスなどのリスク事案について、適切に報告のうえ対応・公表することとしている。

しかし、本事案については、内部統制におけるリスク事案に該当しないとして、課で判断されていたため、報告されていなかった。リスク事案を報告することは、手作業で行っている事務のシステム化の検討など再発防止に向けた取組の俎上に載せることにもなるため、リスク事

案の公表基準に従い、適切に報告を行わわたい。